

令和6年度 淡路市国民健康保険税 税率見直しについて

1. 兵庫県国民健康保険運営方針（税賦課関係）

①兵庫県の標準課税方式は「3方式」とする

◎所得割（50）・均等割（35）・平等割（15）の法定割合

②保険税率は、県が示す「標準保険税率」を参考に、市町で決定する

③標準収納率は、市町毎に直近3カ年分の実績の平均値をもとに設定する

④賦課限度額は国が政令で定める額とする

◎令和5年度 医療分（65万円）支援金分（22万円）介護分（17万円）

⑤「財政安定化基金」の活用

◎収納率の減少等により保険税の収納額低下が見込まれる場合は「貸付」を受け、翌年度以降の納付金で調整（災害時等の場合は「不足額の1/2交付」）

2. 税率改正について

- ・平成30年度に賦課方式を4方式から資産割を除く、所得割、均等割、平等割の3方式とする。
- ・平成30年度の改正以後、税率については令和5年度まで変更なし。

3. 淡路市国民健康保険の特徴

加入者に第一次産業従事者の割合が高く、他市町と比較して所得水準が高く、漁獲量等の影響により所得の増減が大きい。

●国保加入者の「被保険者数及び世帯数」の推移及び（本算定時）基準所得の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	【単位】
国保加入人口	14,619	14,101	13,372	12,790	12,218	11,758	11,667	11,312	10,670	10,612	人
国保加入世帯	8,195	8,019	7,766	7,518	7,267	7,123	7,157	6,998	6,697	6,711	世帯
賦課基準額	7,833,254	8,180,115	9,472,467	9,172,464	8,543,830	8,381,803	7,737,470	8,715,577	7,895,487	7,826,390	千円
一人当りの所得額	535.8	580.1	708.4	717.2	699.3	712.9	663.2	770.5	740.0	737.5	千円

4. 令和6年度「淡路市」必要保険税・標準保険税率（仮算定）について

1. 保険税総額（仮算定より）

区分	標準保険税率の算定に必要な保険税総額(a)	収納率見込(b)	調整後の標準保険税率の算定に必要な保険税総額(c=a/b)
医療分	878,299,976 円	95.59 %	918,819,935 円
支援金分	359,947,338 円	95.59 %	376,553,340 円
介護分	140,385,985 円	95.59 %	146,862,627 円
計	1,378,633,299 円		1,442,235,902 円

2. 算出基礎値（市算定の所得、被保数等）

区分	医療分	支援金分	介護分	案分率
所得総額	6,908,449,658 円	6,697,741,944 円	3,099,420,904 円	55 %
被保険者総数	10,342 人	10,342 人	3,281 人	30 %
世帯総数	6,620 世帯	6,620 世帯	2,733 世帯	15 %

3. 現行税率と標準税率（仮算定）の比較

区分	①令和5年度保険税率（現行）			
	医療分	支援金分	介護分	計
所得割	7.30%	2.70%	2.00%	12.00%
均等割	25,300円	9,100円	9,800円	44,200円
平等割	22,100円	7,600円	6,200円	35,900円



②令和6年度市町村標準保険税率（仮算定）			
医療分	支援金分	介護分	計
7.24%	3.05%	2.69%	12.98%
30,824円	12,679円	13,860円	57,363円
20,270円	8,338円	6,966円	35,574円



区分	差 分			
	医療分	支援金分	介護分	計
所得割	-0.06%	0.35%	0.69%	0.98%
均等割	5,524円	3,579円	4,060円	13,163円
平等割	-1,830円	738円	766円	-326円

《★注意》

標準保険税率は、各市の過年度推計より想定した所得、被保険者数・世帯数等により算出されたものであり、各市の特性には対応していないため、標準税率を参考に各市において税率を定める必要がある。

4. 必要な保険税総額との比較

①令和5年度保険税率（現行）

	算定した保険税額(D)	過不足保険税額(E=D-C)
医療分	912,271,425 円	△ 6,548,510 円
支援金分	325,263,232 円	△ 51,290,108 円
介護分	110,860,818 円	△ 35,775,809 円
計	1,348,395,475 円	△ 93,614,427 円

②令和6年度市町村標準保険税率（仮算定）

	算定した保険税額(D)	過不足保険税額(E=D-C)
医療分	953,140,963 円	34,321,028 円
支援金分	390,604,907 円	14,051,567 円
介護分	147,887,160 円	1,024,533 円
計	1,491,633,030 円	49,397,128 円

■ 《審議事項》 税率の見直しについて

① 現在の保険税率を維持する。【過不足額 △93,614千円】

①	令和5年度保険税率(現行)				割合
	医療分	支援金分	介護分	計	
所得割	7.30%	2.70%	2.00%	12.00%	55.4
均等割	25,300円	9,100円	9,800円	44,200円	28.8
平等割	22,100円	7,600円	6,200円	35,900円	15.8

【メリット】税率を変更せず、実質の減税となり被保険者の負担軽減となる。

【デメリット】試算では年間9千万円程度の税額が不足し、基金繰入が必要となり、基金残額に不安を残す。

② 市町村標準保険税率に基づき、税率を設定する。【過不足額 +49,397千円】

②	令和6年度市町村標準保険税率(仮算定)				割合	区分	差分 ②-①			
	医療分	支援金分	介護分	計			医療分	支援金分	介護分	計
所得割	7.24%	3.05%	2.69%	12.98%	52.8	所得割	-0.06%	0.35%	0.69%	0.98%
均等割	30,824円	12,679円	13,860円	57,363円	33.2	均等割	5,524円	3,579円	4,060円	13,163円
平等割	20,270円	8,338円	6,966円	35,574円	14.0	平等割	-1,830円	738円	766円	-326円

【メリット】保険税の大きな過不足が発生しにくい。
税額不足により基金繰入が不必要。

【デメリット】見直しが毎年度となり、税額の上げ下げが懸念される。
基金残額がある中での増税となる。

③ 不足額分を補い、県運営方針に沿った保険税率を設定する。

【過不足額 △11,697千円】

③	令和6年度新設定保険税率(案)				割合	区分	差分 ③-①			
	医療分	支援金分	介護分	計			医療分	支援金分	介護分	計
所得割	6.50%	2.80%	2.50%	11.80%	49.9	所得割	-0.80%	0.10%	0.50%	-0.20%
均等割	32,000円	12,000円	14,500円	58,500円	35.1	均等割	6,700円	2,900円	4,700円	14,300円
平等割	20,000円	9,000円	8,000円	37,000円	15.0	平等割	-2,100円	1,400円	1,800円	1,100円

【メリット】保険税の大きな過不足が発生しにくく、基金も活用しやすい。

【デメリット】基金残額がある中での増税となる。

● 国保会計「財政調整基金」の推移

(千円)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基金保有額	410,433	323,815	326,137	397,050	500,851	428,204	401,487	403,221	351,074	329,972